

# 今月の経理情報

2007年 4月

## 今回のテーマ： 3月決算会社の留意点

会社法施行および税制改正による3月決算会社のおもな留意点は、つぎのとおりです。

### 1. 計算書類の変更

貸借対照表	「資本の部」「純資産の部」に変更
損益計算書	「前期繰越利益」以下の項目が不要となり、「当期純利益」までを表示 「経常損益の部」と「特別損益の部」は廃止
株主資本等変動計算書	貸借対照表の純資産の部の各項目について、前期末から当期末までの変動を記載 これにともない、利益処分案は廃止
注記表	貸借対照表などの計算書類の注記をまとめたもの。従来どおりの注記方法も可能。

### 2. 留保金課税

改正項目	改正前	改正後
対象法人	3株主グループ以下の保有割合 > 50%	1株主グループの保有割合 > 50%
留保控除額 (つぎのうち 最大値)	所得等の金額 × 35% 年 1,500 万円 資本金額 × 25% - 利益積立金額	所得等の金額 × 40% (中小法人は 50%) 年 2,000 万円 資本金額 × 25% - 利益積立金額 総資産 × 30% - 自己資本 (中小法人のみ)
適用除外 適用対象法人	設立後 10 年以内の中小企業新事業活動促進法に規定する中小企業者 前期の自己資本比率が 50% 以下の中小法人	

中小法人とは資本金が 1 億円以下の法人です。

### 3. 一定の役員賞与の損金算入

役員賞与のうち、所定の時期に確定額を支給する旨の届出を予め税務署長に提出しているもの（事前確定届出給与）については、損金に算入できることになりました。

### 4. 特殊支配同族会社におけるオーナー役員給与の給与所得控除相当額の損金不算入

同族会社の業務を主宰する役員およびその同族関係者等が、発行済株式数又は議決権の 90% 以上を有し、常務に従事する役員の過半数を占め、基準所得金額が 800 万円を超える場合	支給する給与のうち給与所得控除相当額は、損金不算入とされます。
---	---------------------------------

### 5. 5,000 円以下の一定の飲食費が交際費から除外

1 人あたり 5,000 円（税込経理は消費税を含み、税抜経理は消費税を除いて判断）以下の飲食等に要する費用で、日付、参加者の氏名、飲食店名等を記載した書類が保存されているものについては「交際費」から除外されます（役職員間の飲食を除く）。

#### お見逃しなく！

2007 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から、事前確定届出給与に関する届出の期限は、株主総会等の日から 1 月を経過する日と、その事業年度開始の日から 4 月を経過する日の、いずれか早い日となります。